

永井運輸株式会社  
一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間                    令和8年 4月1日～ 令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上とする。  
男性社員・・・取得率 20%以上

<対策>

- 2026年 5月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）
- 2026年 7月～ 育児休業についての周知実施

目標2：法定時間外・法定休日労働時間の合計時間を5%削減する

<対策>

- 2026年 4月～ 管理職にて、業務負荷の確認
- 2026年 7月～ 要員確保の検討
- 2026年 10月～ 各部署における効率化の検討